

裁判
弁護士をもっと
身近な存在に



静岡県弁護士会
〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/

会長就任にあたってのご挨拶

静岡県弁護士会 会長 齋藤安彦

平成23年2月24日に開催された静岡県弁護士会臨時総会において、平成23年度静岡県弁護士会会長に選任されました。責任の重さをひしひしと感じております。さて、3月11日に発生した東日本大震災の被害は、想像を絶するものでした。被災された方々には心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に対して、心からお悔やみを申し上げます。当会は、被災された方々を全力で支援すべく、現在、会員に対して相当額の義援金を募っていますが、今後は地元弁護士会と協議して法律・生活相談などを担う弁護士を派遣するなど、被災された方々の生活支援の一翼を担っていきたく考えています。

ところで、本年度は、当会から沼津支部の杉本喜三郎会員が日本弁護士連合会副会長に就任されます。同会員が存分にその任務を遂行されるよう支え、連携することも私の重要な役割であると考えています。また、本年度は、静岡県において日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、関東十県会などの大きな行事は予定されておりません。そのため、特に県弁護士会の会務の充実に尽力したいと考えています。

第一に弁護士業務の拡充、充実です。市民の皆様のお役に立つためには、まず個々の弁護士及び弁護士会のことを皆様に知っていただく必要があります。

弁護士会は、人権擁護、子どもの権利、消費者問題、民事介入暴力対策、貧困問題などの直接的な社会貢献活動を各担当会員の手弁当で実施しております。

このような活動内容を広く知っていただくことが、弁護士の社会的信用を高めることになるとともに、司法修習生の給費制の維持について皆様のご理解を得られることにもなるものと思っています。本年度は、広報予算を大幅にアップし充実させるとともに、マスコミとの懇談会を再開いたします。

また、弁護士がこのような社会貢献活動を積極的に行うためには、各弁護士の事務所経営が安定していなければなりません。弁護士の業務は、個々的な事件の依頼を受けて生まれます。経験を積んだ会員は、顧問先、友人、知人等からの紹介がありますが、若手の会

員にはこれがありません。法律相談において多数の相談者に接して、これを受任につなげる必要があります。そのため法律相談活動をより充実させなければなりません。各種団体と提携した新たな定期的法律相談を行うことや、弁護士会相談の初回無料化、中小企業対象の「ひまわりほっとダイヤル」の充実と顧問弁護士紹介制度の創設、インターネットや電話による相談などを検討することにより、若手会員の受任機会を確保するとともに、市民の皆様へのニーズに応えていきたいと考えております。



次に、市民の皆様からの苦情に対する適切な対応を図ってまいります。現在、弁護士に対する苦情の対応は、各支部幹事長及び弁護士会事務局において行っておりますが、新たに市民窓口対応委員会の設置を検討し、面談による苦情受付に際しては複数の委員で対応するなど、より適切な対応を図りたいと考えております。

さらに、法務省及び文部科学省が「法曹養成制度に関するフォーラム」を設置し、本年9月までに結論を出すことが予定されていますが、これは極めて重大な事項であることから、会内できちんと議論をして意見を集約する必要があると考えております。法科大学院の実務家教員に就任している会員、法科大学院関連委員会、給費制維持緊急対策本部の委員などをメンバーとするプロジェクトチームを設置し、当会としての提言案を準備することを検討したいと考えております。

この他、取調べの可視化、刑事手続における全面証拠開示、司法修習終了後ただちに独立して業務を行う会員への支援制度の創設なども実現したいと考えています。

本年度は、以上のような業務を、青山雅幸、西尾和広、二宮仁、牧野百里子各副会長及び久保田和之、瀬野真志、岡島順治各幹事長と一致協力して遂行してまいります。一年間、どうぞよろしくお願い致します。

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会からのご案内

当委員会は、その名のとおり、高齢者・障害者に関わる諸問題を扱う委員会として、介護保険制度及び成年後見制度がスタートした平成12年4月に設立された委員会です。当委員会の活動内容を大まかに分けると、高齢者・障害者の権利擁護の問題と財産管理の問題とに分けられます。前者の権利擁護の分野として、典型的にあてはまるのは高齢者虐待の問題です。高齢者虐待の事例においては、まさにその対象者の生命・身体及び人権救済が最大のテーマとなります。当委員会は高齢者虐待事案について役所から依頼を受けた場合に、委員を派遣し、法的な観点から助言を行い、問題解決のためのサポートを行っています。

対照的に、弁護士が財産管理に不安をお持ちの高齢者・障害者の方々が弁護士と財産管理契約を締結することにより、弁護士がこれらの方々の財産管理を担う場合があります。成年後見制度というのは、この中間的な位置にあり、一方で高齢者・障害者の方々を守る防波堤として機能していますが、他方では、高齢者・障害者の有する資産を如何に有益に、本人の自己実現のために有益に管理して行こうというものです。

当委員会では、静岡県弁護士会に所属する多数の弁護士の協力のもと、高齢者・障害者の方々向けの法律相談、弁護士の成年後見人名簿への登録推進及び研修、福祉関係者・行政関係者向けの法律相談等を中心に活動して参りました。そして、この度新たな試みとして、平成22年8月6日に、静岡県弁護士会がNPO法人「遺言・相続リーガルネットワーク」との協定を全国の弁護士会に先駆けて締結したことを機に、NPO法人「遺言・相続リーガルネットワーク」と提携して、県民の皆様が遺言・相続問題で弁護士にアクセスしやすくなるような環境作りを目指し、様々な活動を行っています。今後も是非これらの制度をお気軽にご利用いただければと思います。



成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方が財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する制度です。弁護士は、成年後見制度を利用するために家庭裁判所へ申立てをする際のサポートしたり、実際に後見人として選任された場合は財産管理のお手伝いをします。

Q どのような場合に利用される制度ですか

A 不動産や預貯金などの管理が不安な場合、施設への入所契約が必要な場合、遺産分割等の難しい法律行為が必要な場合などが代表例です。

Q 判断能力が完全になくなってからでなければ利用できないのですか

A 判断能力の度合いによって、補助、保佐、後見の3段階に区分され、本人の状態に見合った支援を受けることができます。

Q 家庭裁判所への申立ては誰ができるのですか

A 本人、配偶者、四親等内の親族などです。これらの方が申立てできない場合は、市町村長に申立てをしてもらうことも可能です。まずはご相談下さい。

Q 本人や他の親族が反対しています

A 保佐や補助の場合は、本人の同意が必要な場合があります。親族の同意は必要ではありません。

Q & A 様々な質問にお答えします

Q 今はまだ判断能力があるけれど、将来に不安があるという場合には利用できないのですか

A その場合は、任意後見制度が利用できます。

任意後見制度とは

成年後見制度には、後見が必要になってから申立てによって家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見」制度と、今は元気で十分な判断能力がある方が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、本人が選んだ信頼できる方とあらかじめ公正証書で契約を結んでおき、判断能力が不十分になったとき、その契約に基づいてあらかじめ本人が選んだ信頼できる方が、後見人として本人を援助する「任意後見」制度があります。

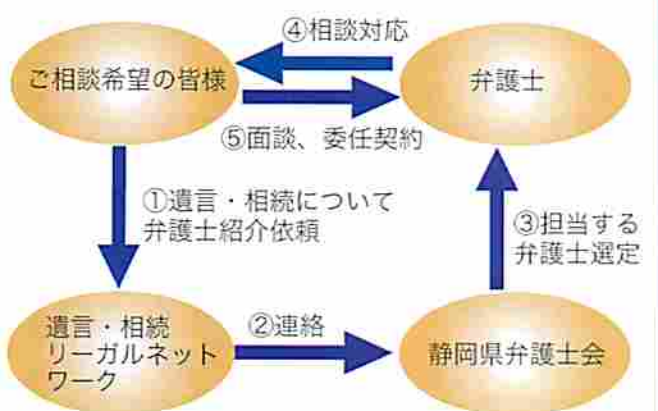
Q 後見人への報酬は誰が払うのですか

A 後見される方の財産から支払われます。法定後見の場合はその方の資力やその他の事情によって家庭裁判所が金額を決めます。任意後見の場合は、あらかじめ本人と後見人予定者とは契約によって決めておきます。

NPO法人「遺言・相続リーガルネットワーク」との協定を締結しました！！

平成22年8月6日、静岡県弁護士会は、NPO法人「遺言・相続リーガルネットワーク」と協定を締結いたしました。NPO法人「遺言・相続リーガルネットワーク」とは、遺言書の作成及び執行を通じて、相続問題、死後事務問題などの解決を希望される多くの皆様に対して、公正証書遺言作成の推進、遺言書の保管等の支援業務や情報提供に関する業務を行うことを目的として、近年関東の弁護士を中心に立ち上げられた特定非営利活動法人です。遺言・相続リーガルネットワークにご連絡いただくことによって、多数登録している静岡県の弁護士の紹介を無償で受けることができ、決められた額で遺言書の作成や執行をご依頼いただくことが可能になります。身近に知り合いの弁護士がいない場合や、弁護士報酬がどのくらいか不安な場合は、是非この事業をご利用下さい。

遺言・相続リーガルネットワーク 弁護士ご紹介の仕組み



- ①静岡県にお住まいの皆様より、NPOに、弁護士紹介の依頼をいただきます。
- ②NPOより、静岡県弁護士会に遺言・相続業務を取り扱う弁護士の派遣を依頼します。
- ③静岡県弁護士会は、あらかじめ登録してあるリストに基づき、担当弁護士を選定します。
- ④選定された弁護士は、ご相談された方に直接電話をかけ、面談日の調整等を行います。
- ⑤弁護士と面談し、相談を開始します。相談で終了となる場合は、相談料をお支払いいただきます。相談に引き続き、遺言書作成、遺言の執行等を依頼される場合には、報酬等を説明の上、弁護士と委任契約を結んでいただきます。

報酬・費用の目安

NPOによる弁護士のご紹介は無償です。ご面談いただいた上で、相談で終了する場合には、弁護士の相談料（30分あたり税込5250円）をお支払いいただきます。

弁護士に遺言書の作成を依頼する場合には、原則として、税込10万円の手数料をお支払いいただきます。また、遺言者がその後お亡くなりになり、遺言執行する場合は、信託銀行などが行う「遺言信託業務」の平均報酬額の4分の3程度を遺言執行者の報酬としてお支払いいただきます。

例1：相続財産が、約5千万円の場合
・・・報酬額は75万円程度

例2：相続財産が、約1億円の場合
・・・報酬額は130万円程度

さらに、NPOでは、遺言書の保管業務を行っておりますが、保管をご依頼される場合には、年間税込1万円の実費をお支払いいただきます。

（参考：遺言執行にかかる報酬の目安）

※なお、報酬・費用に関する詳細は、NPOのホームページ（<http://yuigonsozoku.orz>）をご参照下さい。

弁護士 紹介のご依頼はこちら

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク

〒104-0031

東京都中央区京橋二丁目8番7号 読売中公ビル6階

電話 (03) 3562-7131

■平日/午前9:30~午後17:30

E-mail info@yuigonsozoku.org

URL <http://yuigonsozoku.org>

「福祉相談担当者なんでも質問箱」の設置 (福祉関係者・行政関係者の皆様へ)

当会では、福祉関係者・行政関係者を対象にした法律相談を主催しております。所定の用紙に相談内容をご記入頂き弁護士会にFAXしていただくと、担当の弁護士がお電話で相談内容にお答えするという簡易迅速なシステムです。

無料で何度でもご利用いただけますので、福祉関係者・行政関係者の方は、是非お気軽にご利用下さい。

所定の用紙をご希望される場合は、静岡県弁護士会（各支部）までお問い合わせ下さい。



各種法律相談のご紹介

2011.4.8 現在

静岡県弁護士会では、各種の法律相談を行っております。いずれの相談も予約制となっております。弁護士会各支部にお電話でご予約の上、お越し下さい。

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付
毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間
- 浜松支部 毎週火・木曜日のみ午後1時～5時

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

債務整理着手金1件2万円から。費用は、分割払いも含め個々の弁護士に相談してください。過払い請求で実負担がない場合もあります。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。相談申込に応じ、担当弁護士を紹介致します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談、申込に応じ担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 //

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848